

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山市

2 構造改革特別区域の名称

キャリア教育特区

3 構造改革特別区域の範囲

岡山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

岡山市は、地味豊かで自然災害の少ない恵まれた自然環境、瀬戸大橋・山陽自動車道といった縦横に伸びる広域高速交通網の結節点としての地理的優位性を背景に、商業、教育・文化、政治・行政機能等が多面的に集積し、中四国地方の中核拠点都市として安定した発展を遂げてきた。

しかしながら、本市においては恵まれた環境や諸条件を十分に生かし切れていない面があり、都市としてのイメージや求心力が弱く、社会動態を見ると中核的に都市を支える30歳代、40歳代を中心とする働き盛りの世代が、子どもともども市外に流出し続けており、中心市街地の空洞化という問題も発生している。

こうした中で、岡山市では、市民福祉の向上による市民みんなが暮らしやすいまち、市民が世界に誇りうる、国際的にも通用するまちをつくるべく、「国際・福祉都市」の実現を目指すべき都市像に掲げ、市政を推進しているところである。その一環として、保育所待機児童の解消など、子育て支援施策の充実を図るとともに、中心市街地においては、JR岡山駅周辺整備等による都心機能の向上や都市再開発事業の推進による都心居住の促進等に努めているところであるが、都市の潜在力をさらに引き出し、地域の活性化を図るためには、産業とそれを支える人材を域内に集積し、集積のメリットを生かした産業の高度化や、新産業の創出、新規創業の促進、豊かな就業、起業の場の創出等が岡山市にとって重要な課題である。

5 構造改革特別区域計画の意義

職業教育・訓練に重点をおいた株式会社立大学には、新規産業を担う人材や起業家の育成、市民の魅力ある生涯学習の拠点の創出など、地域活性化に向けた大きな役割が期待されるところである。

第一に、株式会社立大学のキャンパスを開設することで、これまで実社会との結び付きが弱かった学校教育では実現困難であった高度なキャリア教育を充実させることができる。

株式会社東京リーガルマインドは、司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供しており、同社の設置する大学は、専門性と共に幅広い教養を兼ね備えた人材を育成する教育・研究体制を充実させることにより、新しいビジネスを立ち上げる人材や実務的能力を有する専門家を輩出することが期待できる。

このような専門人材育成の実績がある株式会社が高等教育を行う大学とキャリア教育を求める地域社会とを有機的に結びつけることができれば、実効あるキャリア教育を開発し、即戦力となる専門人材を育成することができるものと思われる。

第二に、地域産業の活性化を図ることができる。本市は、官公庁、大学、民間企業等が集積している中核都市である。このような地域に新たな教育産業が創出されることにより、高度なキャリア教育を受けた専門的知識を有する人材が、地元で新規創業し、あるいは、地元企業に即戦力として就業するようになる。そして、財・サービスに関わる付加価値形成にヒトの専門的知識や知性が果たす役割が大きくなってきていることを踏まえれば、これらの人材の専門的知識・能力が企業競争力の源泉となり、地域産業の発展、産業の活性化に貢献することが期待できる。

第三に、株式会社立大学のキャンパス開設により、従来の大学では希薄になりがちであったキャリア教育が本格的に導入されることで、学生や学習者の視点に立った教育内容そのものが真摯に問い直される契機となり、高等教育機関が相互に協力しあい、あるいは競いあうことで、教育内容の質的向上が図られるものと期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 高度な人材養成による地域経済の活性化

岡山市内に株式会社立大学であるLEC大学のキャンパスが設置されることにより、同社がこれまでの豊富な実務教育の中で実践し、蓄積してきたノウハウを生かして、「自ら新しいビジネスを立ち上げる人材」や、「新しい産業を担う即戦力としての人材」の育成を図ることが可能になる。

その高度なキャリア教育を受けた専門人材が、地元企業に即戦力として就業し、あるいは地元で新規創業することで、地域経済を活性化するとともに、定住人口の増加を促進し、また、こうした高度な人材の集積が、更なる企業の誘致や創業に結びつくという好循環を作り出すことにより、持続可能な都市の発展を目指すものである。

(2) 良好な生涯学習環境の形成

本格的なキャリア教育を行う株式会社立大学のキャンパスを開設することにより、例えば、経済団体等との連携による企業等を対象とした実務能力向上セミナーの開催や市内の各大学等との協力のもとでのビジネス支援講座の開催等が可能となる。

また、従来为学校法人設置による大学よりも種類に富んだ講義形式を提供し、講義を受講するための時間も学生各人の都合に応じて柔軟に設定することにより、新キャンパスは、学生のみならず社会人に対しても勉学の場を提供する役割を果たし、生涯学習の拠点となりうる。

このように株式会社立大学のキャンパスを開設し、キャリア教育を本格的に導入することによって、学生や学習者の視点に立った教育内容の充実や質的向上を促進し、もって市民が生涯を通じてさまざまな学習の機会を得られる良好な教育環境を形成することを目指すものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 学校設置による地域全体への経済的効果

株式会社による大学が設置され、実務専門教育が実施されることにより、高度なキャリア教育を受け実社会で即戦力となる人材が育成され、地元企業に即戦力として就業することとなれば、これらの人材の専門的知識・能力が企業競争力の源泉となり、地域産業の発展、産業の活性化に貢献することが期待できる。

また、新たに設置する大学の卒業生の中には、各種資格試験に合格して独立開業する者も多く、これに伴う雇用創出効果等が期待できる。

ちなみに、株式会社東京リーガルマインドが20余年にわたって輩出してきた各種資格試験の合格者数は、約2万名で、そのうち60%の約1万2000名が起業（独立開業）したものと見られている。

このことから、平成21年3月にLEC大学岡山キャンパスを卒業する約130名の内、仮にその80%の104名が各種資格試験に合格すると仮定すると、その60%に当たる62名程度が起業すると思われる。また、総務省統計局「個人企業経済調査（構造編）平成14年」によれば、個人企業（サービス業）の従業員数が平均約1.2人であることから計算すれば、平成21年以降毎年卒業生によって約74名の雇用創出が期待できる。

(2) 学校設置による周辺商圈への経済的効果

特別区域において株式会社による学校が設置されることにより、新たに学生人数の増加が見込まれる。学生増加による直接の効果として、学校周辺の商圈の活性化や書籍・文具等の必要品の消費が増えることによる消費の増加が見込まれる。さらに学校

設置に伴い、学校スタッフの増員が行われ、雇用創出等につながる。

本科生として、初年度 130 名、2 年目 260 名、3 年目 360 名と推移し、4 年目以降の本科生の数は 460 名になると見込まれる。また、科目等履修生の数は、開設初年度が 2,283 名で、以後 4 年目までは毎年 10% ずつ増加し、4 年目以降は 3,038 名に達すると見込まれる。ただし、平成 16 年度の L E C 講座受講生(見込み)2,075 名と比較すると、大学設置に伴う科目等履修生の実質的増加数は 4 年目以降 963 名と見込まれる。本科生と科目履修生を合わせると、大学設置に伴う学生数の純増は 4 年目以降 1,423 名と見込まれ、学生が 1 ヶ月 1 名あたり、食費、書籍、文具等により学校周辺の商圈で 3 万円の消費をなすと仮定すると、4 年目には月額 4,269 万円となり、年額に換算すると、5 億 1,228 万円の消費が見込まれる。なお、本科生の中には岡山市内に下宿して家賃を払う者もあると想定され、この要素も加えると、さらなる経済的効果が期待できる。

大学教職員(スタッフ)は、開設前年度 102 人、開設初年度 119 人、次年度 136 人、3 年度 156 人、4 年度 178 名と推移する見込みで、開設前年度からの 5 年間で 76 名の追加雇用が見込まれ、地域における雇用の創出に貢献する。スタッフが 1 ヶ月 1 名あたり、食費、書籍、文具等により学校周辺の商圈で 3 万円の消費をなすと仮定すると、年額換算では 2,736 万円の新たな消費が見込まれる。

(3) 学校設置による社会的効果

地域の高等教育が多様化することにより、既存の大学等との新たな協力・連携や競い合いが生まれ、教育産業が活性化することが期待できる。また、これに伴って、学生はもとより社会人も含めた生涯学習環境の充実が期待できる。

「校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業」の特例により、校舎等の大学施設の設置は、中心市街地における利便性の良い既存の賃貸ビルを利用して行う予定である。空洞化現象の生じつつある中心市街地に大学キャンパスを設置できれば、そこでの消費に伴って発生する経済的効果にとどまらず、学生等の往来・交流により街の賑わいが生じると考えられ、本市の中心市街地の活性化に寄与すると期待される。

8 特定事業の名称

- ・ 816 学校設置会社による学校設置事業(別紙 1 参照)
- ・ 801-1, 821 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業(別紙 2 参照)
- ・ 828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業(別紙 3 参照)
- ・ 829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業(別紙 4 参照)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 市民の生涯学習活動の充実支援

現在本市では、子どもから大人までの誰もが、生涯にわたって主体的に学習できる生涯学習社会の形成を目指して、生涯学習支援システム「マナビネット岡山」等による生涯学習情報の提供や、図書館・公民館をはじめとする生涯学習施設の整備・充実に努めているところである。しかしながら、公民館講座は文化・教養系の内容が中心であり、職業能力の向上を目的とするものは少ないのが実状である。

こうした中で、本市に開校するキャリア教育に重点をおいた大学が市民向けの公開講座などを開設することにより、市民の生涯学習の選択肢を広げ、公民館やカルチャーセンターなどの既存の文化・教養系の講座・講習会に加え、職業教育やリカレント教育としての学習機会を提供できることになる。

(2) 産学官連携による人材育成

本地域では、インターンシップの導入・活用を推進しており、本市も産学官連携による人材育成の一翼を担うとともに、業務に学生等の斬新な発想を取り入れる機会として、学生の就業体験の受け入れに毎年協力しているところである。

本市に開校する予定のキャリア教育に重点をおいた株式会社立大学においても、企業等との新たな連携協力を推進することとしており、これによりインターンシップの一層の拡大など、本市の産学官連携の強化、活性化を図ることが可能である。

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

< 事業に関与する主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

岡山市の全域

< 事業の開始時期 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

本市は、官公庁、大学、民間企業等が集積している中核都市である。このような地域に新たな教育産業が創出され、高度なキャリア教育を受けた専門的知識を有する人材が地元で新規創業し、あるいは、地元企業に即戦力として就業するようになれば、地域産業の発展、産業の活性化に貢献することが期待できる。

株式会社東京リーガルマインドでは、主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした高いレベルの教育サービスを提供している実績があることから、同社の設置する大学は、新しいビジネスを立ち上げる人材や総合法律情報の専門家等を輩出することが期待できる。

同社は、これまでも教育事業を行ってきた実績があり、経営基盤に問題はみられず、経営支障が予見できた段階での募集停止、募集停止後の就学保障、他学校への編入支援などの独自のセーフティネットの案も準備されている。

また、岡山市においても事業者の経営状況の把握に努め、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、岡山市内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努めることとする。また、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、事業者との連携により、学生から他校への転入学に関する希望等を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介等を行う。

1 特定事業の名称

821(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

< 事業に関与する主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

岡山市の全域

< 事業の開始時期 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

事業者（株式会社東京リーガルマインド）が設置を希望する地域においては教育上の特段のニーズがあるが、当該地域において校地・校舎を自己所有することは困難であると認められる。

(1) 教育上の特段のニーズについて

株式会社東京リーガルマインドが大学を設置するにあたっては、優れた教員、学生が集まり、地域の産業界とも密接な交流を図れるよう中心市街地で事業を展開することとしている。

本市の中心市街地には、官公庁、民間企業等が集積しており、そこには、キャリアアップ志向の人々が多く、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズが特に高い。このような地域に大学を設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通学できる専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げることが

できる。さらに、これらの地域に大学を設置することにより、その地域に勤務する異業種の実務家等との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての実務実習の場の提供を誘導することにもつながる。

(2)校地・校舎を自己所有することが困難な理由について

本事業の事業主体は株式会社であるが、株式会社は学校法人と違って補助金を受け取っていない上に、法人税等を納付し、市場原理に基づいて事業を行っている。また、株式会社東京リーガルマインドが学校を設置する地域は、企業等が集積し地価の高い中心市街地であり、現在同社が借り受けている敷地の土地価額は約 8 億円である。このような地価の高い地域において、市場原理に基づいて教育サービスを提供する株式会社が校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的に過大なリスクを負うことになる。むしろ、その資金を教育内容の充実に充てる方が有益である。

また、同社が現在使用している校舎の賃貸借契約は自動更新契約であり、過去に同社が校舎等の賃貸借契約に関してトラブルを生じたことはないことから、同社が設置する大学においてカリキュラムを実施するにあたっては、校地・校舎を自己所有していないことによって、事業展開上特に支障はないと考えられる。

1 特定事業の名称

828 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

< 事業に関与する主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

岡山市の全域

< 事業の開始時期 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

本市の中心市街地には、官公庁、民間企業等が集積しており、そこには、キャリアアップ志向の人々が多く、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズが特に高い。このような地域に大学を設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通学できる専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げることができる。さらに、こうした地域に大学を設置することにより、その地域に勤務する異業種の実務家等との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての実務実習の場の提供を誘導することにもつながる。

こうしたことを踏まえ、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置するにあたっては、優れた教員、学生が集まり、地域の産業界とも密接な交流を図れるよう中心市街地で事業を展開することとしている。

具体的には、JR岡山駅近辺の中心市街地にキャンパスを開設しようとしているが、

現在同社が借り受けている敷地の土地価額は約 8 億円であり、その周辺に運動場として利用できるだけの面積の用地を確保することは非常に困難であり、かつ非常に高額な運営経費が必要となる。

また、同社が設置しようとする大学は高度な専門職業教育を行う機関であり、運動場を使用するカリキュラムは組まれていない。さらに、運動を行いたい学生に配慮するため、学外運動施設との提携を行う等の代替措置を講ずることとしている。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者は運動場の設置を求めることは困難である特別の理由が認められ、また、代替措置の確保等により、運動場の設置を求めなくても大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性を認める。

1 特定事業の名称

829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕2-5-1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

< 事業に関与する主体 >

株式会社 東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

岡山市の全域

< 事業の開始時期 >

平成 17 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドによる大学の設置

5 当該規制の特例措置の内容

本市の中心市街地には、官公庁、民間企業等が集積しており、そこには、キャリアアップ志向の人々が多く、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズが特に高い。このような地域に大学を設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通学できる専門教育の機会を提供し、地域の活性化へと繋げることができる。さらに、こうした地域に大学を設置することにより、その地域に勤務する異業種の実務家等との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての実務実習の場の提供を誘導することにもつながる。

こうしたことを踏まえ、株式会社東京リーガルマインドが大学を設置するにあたっては、優れた教員、学生が集まり、地域の産業界とも密接な交流を図れるよう中心市街地で事業を展開することとしている。

具体的には、JR岡山駅近辺の中心市街地にキャンパスを開設しようとしているが、

現在同社が借り受けている敷地の土地価額は約 8 億円であり、また、事業所等が集積している周辺の土地利用状況から見て、その周辺に学生が休息その他に利用するのに適当な空地を確保することは非常に困難であり、かつ高額な運営経費が必要となる。

また、同社が設置しようとする大学の校舎内には、学生が休憩できるスペースを設けることとしており、「学生が休息その他に利用するのに適当な空地」と同様の機能を確保することが可能である。

さらに、大学キャンパス開設予定地から約 500 メートル東には西川緑道公園（枝川緑道公園と併せて南北約 2.4km にわたる都心の緑地帯を形成）が、また、約 500 メートル南東には下石井公園（街区公園、約 0.9ha）があって、学生はこれらの公園を手近に利用できる環境にあるため、空地がないことにより特に支障は生じないと考えられる。

以上により、本計画を実施するにあたって、事業者に空地の設置を求めることは困難である特別の理由が認められ、空地の設置を求めなくても大学の教育・研究に支障が生じないと認められるため、規制の特例措置の必要性及び適合性が認められる。